商品およびサービスの販売および供給に関する条件（「条件」）

1. 解釈

これらの販売および供給に関する条件（「条件」）の目的において、

「購入者」とは、注文書または見積書で特定される製品および/またはサービスの購入注文を行う個人、企業、または会社を指します。

「契約」とは、購入者に提供されるサプライヤーの見積書、購入者によるサプライヤーの製品の注文書の提出、サプライヤーによる書面による承諾、および/またはサービスの場合はサプライヤーによるサービスの提供に関する当事者間の合意の結果として生じるサプライヤーと購入者の間の合意を指します。このような契約は、本条件を組み入れ、本条件に準拠するものとみなされます。

「製品」とは、ソフトウェア（ある場合）を含む、あらゆる契約に基づいてサプライヤーが購入者に供給することに合意した商品を指します。

「見積書」とは、本条件に従い、購入者に提供される製品および/またはサービスを説明するサプライヤーが提供する文書を指します。

「サービス」とは、サプライヤーが見積書または契約書に基づいて合理的な注意と技能を用いて提供することに同意したサービスを意味します。

「サプライヤー」スペクトリス株式会社 および/または見積書に具体的に記載されたその他の関連会社を意味します。

2. 販売の基礎

本条件は、購入者の注文書または購入者の注文書類の備考に記載された条件に優先します。本条件に追加される、または本条件と異なる購入者の注文条件は、サプライヤーが書面で明示的に同意しない限り、契約の一部とはなりません。購入者がサプライヤーから納品された製品を保持すること、購入者がサプライヤーにより実施されたサービスを受け取ること、または購入者が本契約に基づいて発行された請求書を支払うことは、最終的に本条件を承諾したものとみなされます。購入者からの通信に含まれる条項にサプライヤーが異議を唱えなかったとしても、それは本条件の放棄またはそのような条項の承諾とは解釈されません。

3. 見積

サプライヤーの見積に記載されている価格、仕様、納期は情報提示のみを目的としており、すべて

の技術要件が合意され、サプライヤーが購入者の注文を受諾するまではサプライヤーは見積条件に拘束されません。見積書でサプライヤーが明示した期間内に購入者がサプライヤーに注文を行わない場合、見積書は失効します。

4. 注文

購入者は、サプライヤーに注文を提出することにより、本条件のすべてに従うことに同意したものとします。サプライヤーの見積りに応じて提出されたかどうかにかかわらず、注文はサプライヤーが書面で受諾するまでサプライヤーを拘束しません。

5. 価格と税金

5.1 製品およびサービスの価格は見積書に記載されるか、または当事者間で書面により合意された内容の通りとなります。契約に基づいて販売される製品および/または提供されるサービスに該当する場合、価格には税金、輸送費、保険、輸出入手数料または関税（売上税、付加価値税、使用税または物品税を含みますが、これらに限定されません）は含まれません。これらの税金およびその他の料金は、サプライヤーの裁量により、サプライヤーが価格に加算するか、別途請求する場合があります。これらの税金およびその他の料金は、購入者がサプライヤーに必要な免税証明書を提供しない限り、購入者が支払うものとします。書面で別途合意されない限り、購入者は税金、輸送費、保険、輸出入手数料および関税を支払うものとします。

5.2 契約締結後、サプライヤーが購入者の要請に応じて契約に含まれないサービス（追加文書または証明書の送付、出荷の延期、サービスの一時停止など）を提供する場合、サプライヤーは、そこから生じるすべての外部費用および内部費用を購入者に請求することができます。

5.3 見積書に別途規定されている場合を除き、支払いは銀行振込で行われ、いかなる状況でも現金での支払いは合意または受け入れられません。

6. 出荷および配送

6.1 両当事者が書面で別途合意しない限り、サプライヤーはサプライヤーの施設への製品の運送費無料（FCA インコタームズ 2020）の配送を手配するものとします。製品の配送またはサービスの提供について見積もられたまたは合意された日付は飽くまでも概算であり、サプライヤーはその内容に対するいかなる遅延についても責任を負いません。

6.2 サプライヤーは、製品の配送およびサービスの提供を分割で行う権利を留保し、各分割に関して個別の請求書を発行する権利を留保します。配送が分割で行われる場合、またはサプライヤーが分割で配送する権利を行使する場合、または何らかの理由で 1 回以上の分割配送に遅延が生じた場

合、購入者は契約全体を否認されたものとみなす権利を有しません。

6.3 サプライヤーは、サプライヤーに帰責事由がない理由により発生した遅延について責任を負わないものとします。これには以下が含まれますが、これらに限定されません。

(a) 第 17 条に従った不可抗力事象。

(b) 第 21 条に規定する輸出ライセンスの遅延または拒否（ただし、サプライヤーが当該ライセンスを取得するために商業的に合理的な努力を払った場合)。

(c) 相反する制裁または禁輸措置。

(d) 通関の遅延。

(e) サプライヤーの上流サプライヤーまたはベンダーによる納品の不足（ただし、サプライヤーが供給を確実に受けるために商業的に合理的な努力を払った場合)。

(f) 第 6.2 条に規定する納品の失敗。

(g) 購入者側による合意済みまたは必要なアクセス、サポート、またはその他の貢献の提供における不備。サプライヤーは、かかる遅延について購入者に通知するものとします。かかる遅延が 90 日を超える場合、いずれかの当事者は、追加費用なしで、または他方当事者に対する責任を負うことなく、契約の影響を受ける部分を解約することができます。

6.4 サプライヤーは、購入者に合理的な事前通知を行うことを条件として、見積もられた納品日または合意された納品日よりも前に製品を納品する権利をさらに留保します。

7. リスクと所有権の移転

製品の所有権、および製品の損失と損傷のリスクは、当事者が書面で別途合意しない限り、第 6 条に従って納品時に購入者に移転するものとします。製品の納品時に製品の価格が全額支払われていない場合、サプライヤーは価格全額を受け取るまで製品の所有権を保持するものとします。損失、損傷、または誤配送に関する申し立ては、配送日から 5 日以内に運送業者に提出し、サプライヤーに通知するものとします。設置が契約の要件であり、サプライヤーに帰責事由がない理由で合意された納品日から 28 日以上設置が遅れる場合、適用法で認められる範囲で、製品は受領されたものとみなされ、サプライヤーは契約の残額全額を請求する権利を有するものとします。残額を請求しても、契約の適用条件に従ってサプライヤーの設置義務が免除されるわけではありません。

8. サービス

8.1 サプライヤーは、本条件および関連する契約の条件に従ってサービスを提供するものとします。

8.2 購入者は、サプライヤーの合理的な要求に応じて、または必要に応じて、サプライヤーが関連する契約の条件に従ってサービスを提供できるようにするために必要なすべての情報と資料をサプライヤーに提供するものとします。購入者は、提供されるすべての情報と資料の完全性と正確性について責任を負います。

9. 支払条件

9.1 製品の出荷は、サプライヤーの合理的な裁量により、個別の取引として扱われ、出荷時に購入者に請求書が発行されます。前述にかかわらず、製品がサプライヤーまたはその代理を務める第三者によって受領および/または設置される場合、購入者は（サプライヤーの裁量により）見積書に記載された支払スケジュールに従って請求書を受領できます。

9.2 サプライヤーの責任に帰さない納品または受領の遅延が発生した場合、支払いは影響を受けず、購入者は当初合意された納品または受領日に基づいて、全額または分割払い（ある場合）を支払うものとします。

9.3 サービスについては、見積書に別段の記載がない限り、サプライヤーは各契約の発効日に購入者に請求書を発行する権利を有します。支払条件は、別途合意がない限り、製品およびサービスの請求書の日付から 30 日以内とします。

9.4 契約に基づいて支払われるべきすべての金額は、契約、不法行為（過失を含む）、法定義務違反、その他いかなる理由によるかを問わず、法律で義務付けられている場合を除き、減額、源泉徴収、相殺、または反対請求なしに、買主が全額支払うものとします。支払いは、サプライヤーの明示的な書面による同意がない限り、買主から直接行われ、第三者から行われることはありません。

9.5 サプライヤーは、独自の裁量で、いつでも、買主の財務状況により、全額または一部の前払い、またはサプライヤーが満足できる形式での買主による支払いの担保の提供が必要であると判断できます。

9.6 買主が期日に支払いを行わない場合、サプライヤーが有するその他の権利および救済手段を損なうことなく、サプライヤーは（自らの選択により）以下の権利を有するものとします。(i) 買主が契約を拒否したものとみなし、当該契約または両者間のその他の契約に基づく製品のさらなる納品および/またはサービスの提供またはその一部を中止またはキャンセルし、損害賠償を請求し、および/または合理的なキャンセル料を受け取ること。(ii) 契約を確認し、買主に損害賠償を請求すること。(iii) 支払いに加えて、未払い金額（判決前および判決後の両方）に対する月利 1.5% または法律で認められる最高利率のいずれか低い方の利息を、全額支払いが行われるまで回収すること。この利息は日割りで計算されるものとします。

10. 製品

10.1 サプライヤーは、製品の性能に悪影響を与えない限り、製品の仕様（使用される部品、コンポーネント、材料を含むがこれらに限定されない）を変更することができます。

10.2 サプライヤーのカタログ、パンフレット、価格表、広告資料、販売またはその他の詳細または文献に含まれる製品に関するすべての説明、図解、およびその他の情報は、一般的な説明として作成されており、概算のみであり、購入者の一般的なガイダンスと情報を目的としています。これらはサプライヤーによる保証または表明を構成するものではなく、契約の一部を構成するものでもありません。

11. 製品の設置および保守

11.1 製品の設置または保守の提供が契約の要件である場合、以下の条件が適用され、サプライヤーの価格および設置または保守の提供は、購入者の費用と責任において以下の条件に従うものとします。

i. 製品およびサプライヤーのツール（該当する場合）が盗難や損傷または劣化から保護されるように、安全で確実な温度管理されたオンサイト保管。保管期間中に紛失または損傷したアイテムは、購入者の単独の費用で修理または交換されるものとします。

ii. 適用されるすべての安全、電気、建築基準、およびサプライヤーの要件に従って、準備作業が適時に十分に実行および完了すること。

iii. サプライヤーが予定日に設置または保守を開始できるように、購入者のサイトが適時に障害なくサプライヤーに利用可能であること。

iv. 製品を最終的な場所に配置するか、予定された保守を提供するために必要な人員と機器が利用可能であること。

v. 実施される設置または保守に必要な、またはそれに関連して関係当局からのすべての許可、ライセンス、通行権などの取得。および

vi. 両当事者が書面で別途合意しない限り、（1）サプライヤーの従業員またはサプライヤーの下請業者に必要なすべての必要なビザまたはその他の許可、および（2）実施される設置または保守に必要なツール、機器、および材料の通関手続きの取得に関する支援。

11.2 上記の条件のいずれかまたはすべてが遵守されない、適切に遵守されない、または適時に遵守されない場合、またはサプライヤーがサプライヤーに起因しない理由で設置または保守作業、その後のテストを中断しなければならない場合、完了期間はそれに応じて延長され、それに起因するすべての追加費用は購入者の負担となります。

11.3 サプライヤーは、製品が設置、使用、または保管される施設または施設で利用できるユーティリティの適合性または妥当性について一切の責任を負わず、保証も行いません。

12 設置の承認

12.1 製品の設置が本契約の一部である場合、サプライヤーは、設置された製品のテストおよび承認の準備が整うと買い手に通知し、合意された仕様への準拠を実証するため、および/または設置作業を検査するために、サプライヤーの標準テストまたは契約で合意されているテストに買い手が出席するよう要請するものとします。

12.2 買い手が通知された日にテストに出席しなかった場合、サプライヤーはサプライヤーの標準テスト手順に従ってテストを開始します。これらのテストは買い手の前で実施されたものとみなされ、その場合、サプライヤーが署名したテスト証明書に記載された結果に基づいて承認が行われます。

12.3 買い手は、設置された製品を拒否する場合、関連する承認テストの完了後 10 日以内に、拒否の理由を詳細に書面でサプライヤーに提出する必要があります。サプライヤーの合理的な判断で拒否が正当である場合、サプライヤーは唯一の救済策として、合理的に可能な限り速やかに欠陥を修正し、上記の手順に従って妥当な期間内に受入テストの関連部分を繰り返すものとします。

12.4 製品の受入後、購入者は受入証明書に署名します。受入テストの完了後 10 日以内にサプライヤーが購入者の署名入りの受入証明書または正当な拒否を記載したレポートを受け取っていない場合、設置された製品は購入者が受け入れたものとみなされます。いずれの場合も、製品が部分的または完全に稼働していれば、受入が認められたものとみなされます。

12.5 設置された製品の運用上の使用に影響しない軽微な欠陥または逸脱は受入証明書に記載されますが、受入を妨げたり停止したりしてはなりません。サプライヤーは、合理的に可能な限り速やかにそのような欠陥を是正することを約束します。

12.6 第 13 条に規定されている保証期間中、購入者は隠れた欠陥または潜在的な欠陥を発見したら直ちにサプライヤーに通知するものとします。

13. 保証

13.1 購入者の保証権（保証請求権）を行使するには、購入者が第 12 条に従って義務を履行することを必要とします。

13.2 サプライヤーは、納品から 12 ヶ月間、通常の使用においてすべての製品に材料および製造上の欠陥がないことを保証します。インストールの場合、この保証期間はインストールから 12 ヶ月間または納品から 18 ヶ月間のいずれか早い方となります。サプライヤーは、ソフトウェア（第 15 条で定義）の動作が中断されないこと、エラーがないこと、またはすべてのプログラム エラーが修正されることを保証しません。この保証には、通常の使用の結果として故障する消耗品は含まれません。購入者は、製品が購入者の使用に適していること、およびそのような使用が適用法に準拠していることを判断する責任を負うものとします。ただし、購入者が製品の欠陥を発見したら直ちに

サプライヤーに書面で通知し、当該製品が購入者のリスクで、輸送費前払いで、第 13.2 条に従って保証期間内にサプライヤーに返却され、サプライヤーが、当該製品を検査するための合理的な期間を経た後に検査を行い、当該製品に材料または製造上の欠陥があると納得のいくまで判断した場合、サプライヤーは、自らの選択により、購入者への送料前払いで製品を修理または交換するものとします。

13.3 サプライヤーには、当該修理または当該製品の交換を行うための合理的な時間があるものとします。製品の修理または交換によって保証期間が延長されることはありません。保証は、請求された欠陥が配送時に発見可能であったか潜在的であったかに関係なく、第 13.2 条に従った期間に限定されます。

13.4 以下の場合、サプライヤーは保証違反または供給された製品に関する損害賠償の支払いについて責任を負わないものとします。

(i) 購入者が、第 13.2 条で要求される通知を行った後に当該製品をさらに使用した場合。

(ii) 欠陥または故障が購入者自身の過失に起因する場合。

(iii) 欠陥が、購入者が提供した図面、設計、仕様、または購入者が提供したその他の材料やその他の財産、またはサプライヤーによって完全に製造されていない部品や品目から生じた場合。

(iv) 欠陥が、不適切な設置、購入者または第三者による誤用、怠慢、事故など、製造以外から生じた場合。

(v) 欠陥が、サプライヤーが設定した範囲またはサプライヤーが書面で承認した範囲を超えた製品の使用から生じた場合。

(vi) 故障または欠陥が、購入者による製品またはサービスに関するサプライヤーの書面による指示への無許可の追加または変更、または遵守の不履行から生じた場合。

(vii) 故障または欠陥が、本条件または契約に基づきサプライヤーに情報を提供する義務を購入者が違反したことから生じた場合。

13.5 サプライヤーは、サービスが合理的な技能と注意をもって提供されることを購入者に保証します。

13.6 購入者が契約またはその他の方法に基づき購入者からサプライヤーに支払われるべき金額の一部を期日までに支払わない場合、本条項に基づいて付与されたすべての保証および救済は、サプライヤーの選択により終了される場合があります。

13.7 上記の保証は排他的であり、法律で認められる範囲で、法令またはその他の方法により明示または黙示されているその他のすべての保証、条件（品質または特定目的への適合性の保証を含みますが、これらに限定されません）を除外します。本第 13 条の保証違反に対するサプライヤーの唯一かつ排他的な責任、および購入者の唯一かつ排他的な救済は、第 13.2 条に規定されるとおり

です。

14. 責任

14.1 本条件または契約のいかなる条項も、サプライヤーの過失により生じた詐欺、死亡、または人身傷害に対するサプライヤーの責任、または法律上除外または制限できない範囲でのその他の責任を除外または制限するものではありません。

14.2 製品については（第 14.1 条に従う)、契約、民事上の法的責任につながる不法行為（過失を含む)、その他の原因を問わず、契約に基づくまたは契約から生じるサプライヤーの最大総責任は、いかなる場合も、当該契約に基づく製品に関してサプライヤーが実際に受け取った合計金額の 100 % を超えないものとします。

14.3 サービスについては（第 14.1 条に従うことを条件として)、契約、不法行為（過失を含む）またはその他の原因によるかどうかにかかわらず、契約に基づくサービスの提供、不提供、または提供とみなされる行為に基づく、またはそれに関連するサプライヤーの最大総責任額は、いかなる場合も、当該契約に基づくサービスに関してサプライヤーが実際に受け取った合計金額の 100% を超えないものとし、1 年を超えて継続するサービスに関しては、いかなる場合も、サービス開始から最初の 12 か月以内にサプライヤーが実際に受け取った合計金額の 100% を超えないものとします。 14.4 第 14.1 項に従い、サプライヤーは、利益の損失、収入の損失、使用の損失、事業の損失、収益の損失、データの損失、信用の損失、またはあらゆる種類の間接的または結果的な損失または損害について、それぞれの場合において、その発生原因が何であれ、かかる損失または損害が予見可能であったかどうか、不法行為（過失を含む)、契約またはその他の原因で生じたかどうかにかかわらず、購入者に対して責任を負わないものとします。

14.5 契約から生じるまたは契約に関連する請求は、適用法で別途規定されていない限り、購入者がサプライヤーによる購入者の権利の侵害を認識した、または認識すべきであった日から 1 年以内にサプライヤーに対して開始されなければなりません。

15. ソフトウェア

サプライヤーは、製品とともに使用するために、またはサプライヤー自身の製品（スタンドアロン製品）として使用するためにサプライヤーが提供するソフトウェアに関連するすべてのソフトウェア、ファームウェア、プログラミング ルーチン、およびドキュメント、および購入者または製品のエンド ユーザーが作成したすべてのコピー（総称して「ソフトウェア」）のすべての権利、所有権、および所有権を常に保有するものとします。ソフトウェアの使用は、サプライヤーのエンド ユーザー ライセンス契約（EULA）の条件に従うものとします。

16. 知的財産権

16.1 製品の引渡しおよび所有権の移転にかかわらず、また第 15 条および第 16.3 条の規定に従い、本条件または契約のいかなる内容も、製品および/またはサービスに関する知的財産権を買い手に付与、譲渡、または帰属させる効果を持たないものとします。

16.2 購入者は、サプライヤーがサービス提供の過程で、またはサービス提供の過程で、作成、生産、または開発した、世界中のどこででも執行可能なあらゆる作品または有形成果物（「作品」）のすべての財産、著作権、およびその他の知的財産権（サービスに関するすべての権利、権限、権益、およびすべての文書、データ、ソースコード、図面、仕様、記事、スケッチ、図面、レポート、発明、改良、変更、発見、ツール、スクリプト、およびそれらに関連するその他の項目を含みますが、これらに限定されません）が、作成または履行後直ちにサプライヤーに帰属し、サプライヤーの唯一かつ排他的な財産であり続けるものとし、本条件または関連する契約に明示的に記載されている場合を除き、購入者はそれらに対する権利、権限、権益を取得しないことを認め、同意します。

16.3 サプライヤーは、エンドユーザーが製品および/またはサービスの意図された利益を獲得および利用するために必要な範囲で、該当する場合は必要な範囲で、作品を使用する非独占的、譲渡不可、および再許諾不可のライセンスをバイヤーに付与します。両当事者間で特に合意されない限り、ソースコードは提供またはエスクローされません。サプライヤーは、エスクローに関連する費用をバイヤーに請求できます。

16.4 製品またはサービスが第三者の特許、著作権、またはその他の知的財産権を侵害しているという請求がバイヤーに対してなされた場合、サプライヤーは、請求に関連して最終的にバイヤーに裁定された、またはバイヤーが被った、または請求の解決のためにバイヤーが支払った、または支払うことに同意したすべての損失、損害、費用および経費をバイヤーに補償するものとします。ただし、次の条件に従います。

(i) サプライヤーは、かかる請求に関連するすべての手続きまたは交渉の完全な管理権を持ちます。

(ii) 買主はいかなる責任も認めず、かかる訴訟または交渉の目的でサプライヤーにあらゆる合理的な支援を与えるものとします。

(iii) 最終裁定による場合を除き、買主はサプライヤーの同意なしにかかる請求を支払ったり受け入れたり、かかる訴訟を和解したりしてはなりません。

(iv) 買主はかかる侵害に関連して買主が有する可能性のある保険契約または補償を無効にする、または無効にするおそれのある行為を一切行わず、それに基づいて支払われるべき金額を回収するために最善の努力を払うものとし、この補償は買主がかかる契約または補償に基づいて金額を回収す

る範囲には適用されません。

(v) サプライヤーは、かかる請求に関して他の当事者が支払うべき、または買主の同意（当該同意は不当に留保されないものとします）を得て他の当事者が支払うことに同意した、買主に有利に裁定されたすべての損害賠償および費用（もしあれば）について利益を受ける権利を有し、買主はそれに応じてサプライヤーに説明するものとします。

(vi) 買主の義務を損なうことなく、サプライヤーは、本第 16.4 条に基づき買主を補償する義務のある損失、損害、費用または経費を軽減または削減するためにサプライヤーが合理的に要求する措置を買主に講じるよう要求する権利を有し、当該措置には（サプライヤーの選択により）製品またはサービスの使用を終了すること、サプライヤーから非侵害、修正または交換の製品またはサービスを受け入れることが含まれる場合があります。

16.5 サプライヤーは、侵害が以下に起因する限りにおいて、第 16.4 条に基づく義務または責任を負わないものとします。

(i) サプライヤーによる、またはサプライヤーの事前の書面による同意なしに、問題の製品および/またはサービスに加えられた追加または修正。

(ii) 仕様を含むがこれに限定されない、買主からサプライヤーに提供された情報。

(iii) 買主の要件または仕様に準拠した、製品に必要な作業のサプライヤーによる実行、またはサービスの履行。

(iv) サプライヤーが製造または開発していない機器との組み合わせまたは追加。または

(v) サプライヤーが定めた範囲またはサプライヤーが書面で承認した範囲を超えた製品の使用。

16.6 第 14.1 条に影響を与えることなく、本第 16 条は、契約の履行に起因または関連して第三者に属する知的財産権の侵害の疑いがある場合のサプライヤーの全責任および購入者の排他的救済を規定します。本第 16 条は、第 14.2 条の責任の制限に従うものとします。

17. 不可抗力

本条件にこれと異なる規定がある場合でも、サプライヤーは、戦争（宣戦布告の有無にかかわらず)、敵対行為、侵略、外国の敵の行為、大規模な軍事動員、内戦、テロ行為、破壊行為、海賊行為、天災（異常に厳しい天候や洪水を含む)、伝染病やパンデミック、関連するロックダウン措置、主権または契約上の政府の行為、爆発、火災、機器の破壊、輸送、通信、情報システムまたはエネルギーの長期にわたる故障、ボイコット、ストライキ、ロックアウトなどの一般的な労働争議など、サプライヤーの合理的な管理が及ばない状況または事象により、製品またはサービスの供給が妨げられ、遅延され、または不採算になったことの直接的または間接的な結果として購入者が被る可能性のある損失または損害について、購入者に対して責任を負わないものとします。このよう

な状況または事象により、サプライヤーがすべての義務を果たすのに十分な在庫を保有していない場合、サプライヤーは独自の裁量で利用可能な在庫を顧客間で分配することができます。遅延または不履行の期間が 90 日間継続する場合、いずれかの当事者は、相手方に追加の費用または責任を負うことなく、相手方に書面による通知をすることにより、契約を解除することができます。

18. 機密情報

各当事者は、相手方当事者に属するまたは相手方当事者に関係する機密情報であって、当該当事者が知る可能性のあるものについて、機密を保持し、合意された範囲外で自らの目的に使用せず、相手方の事前の書面による同意なしに第三者に開示しないことを約束する。ただし、当該情報が公知であるか公知となる場合（本条項の違反を除く)、または管轄当局の命令により開示を要求される場合は除く。ただし、サプライヤーは、知る必要がある場合に限り、契約の目的のために、関連会社と機密情報を共有する場合がある。サプライヤーは、当該関連会社が本契約に定める同等の機密保持義務を負うことを保証するものとする。

19. キャンセル、スケジュール変更および解約

19.1 サプライヤーが受諾した製品の注文は、サプライヤーの書面による同意がある場合に限り、購入者がキャンセル、変更、またはスケジュール変更することができます（サプライヤーはいかなる理由でもこの同意を留保できます)。キャンセルの場合、購入者は購入価格の 30% に相当する違約金をサプライヤーに支払うものとします。変更またはスケジュール変更の場合、購入者は、変更またはスケジュール変更された契約に関連して使用されたすべての労働および材料の費用、ならびに変更またはスケジュール変更の結果としてサプライヤーが被ったまたは負ったすべての損失、損害費用、料金および経費についてサプライヤーに補償するものとします。サービス契約は、関連する契約で特定された開始日に開始され、第 19.2 条に従って早期に終了することを条件として、当該契約で規定された最初の期間、その後は契約で規定された更新期間（ある場合)、およびその後はいずれかの当事者が第 19.2 条に従って終了しない限り、または終了するまで、無期限に有効です。サプライヤーは、購入者が支払った前払い金（ある場合）を、上記の予定損害賠償金またはサプライヤーが被った実際の損失と相殺するために保持することができます。

19.2 いずれの当事者も、他方の当事者がサービス契約の重大な違反を犯し、それが是正不可能であるか、是正されなかった場合は、他方の当事者に書面で通知することにより、いつでも直ちにサービス契約を終了できます。前述にかかわらず、いずれの当事者も、他方の当事者に 90 日前に書面で通知することにより、サービス契約を終了できます。

19.3 契約の終了または満了に伴い、各当事者は、本契約に基づく継続的な権利または義務を行使

または履行するために許可または要求されている範囲を除き、その時点で自己が保有、保管または管理している相手方のすべての財産を相手方に返却するものとし、それらのコピーを保持しないものとします。

19.4 本条件に従った契約の終了は、終了日における当事者の発生した権利または責任に影響を与えないものとします。

19.5 サプライヤーは、(a) 購入者がサプライヤーのウェブサイトで随時公開されるサプライヤーのビジネス倫理規定に違反した場合、および/または (b) 購入者またはその支配株主またはその最終受益所有者が制裁または禁輸措置の対象になった場合、および/または (c) 購入者がその他の形でサプライヤーの評判に悪影響を及ぼす可能性のある訴訟の対象になった場合、購入者に対する責任を負うことなく、いつでも直ちに製品の配送および/またはサービスの提供に関連する契約の一部を終了することができます。

20. 購入者の支払不能

(i) 購入者が支払不能になった場合、その資産または事業の全部または一部の管財人、管理管財人、管理者または管理者が任命された場合、その債権者と和解または協定を行った場合、負債の結果として同様の措置を講じる、または被る場合、またはその解散または清算の命令または決議が下された場合（支払い能力のある合併または再建の目的以外)、または適用される外国法に基づく類似の行為または手続きを実行または被る場合、または

(ii) 購入者が事業の継続を停止した場合、または停止すると脅迫した場合、サプライヤーが利用できるその他の権利または救済手段を損なうことなく、サプライヤーは、購入者に対する責任を負うことなく、契約を否認されたものとして扱い、および/または製品および/またはサービスのさらなる供給を差し控えることができます。製品および/またはサービスが提供されたが支払われていない場合、価格または料金は、以前の合意または協定に反する場合でも、直ちに支払期日が到来し、支払い義務が生じます。

21. 輸出管理

21.1 購入者は、本契約に基づくサプライヤーの製品またはサービスの提供義務が政府の輸出管理法および規制の対象となる場合、本契約の履行およびサプライヤーが納入した製品の購入者による使用または輸出は、必要な許可またはライセンスの付与を条件とすることを了承します。購入者は、エンドユーザー証明書を含む、サプライヤーが所有していない、購入者への納入に関する必要な許可またはライセンスの申請に使用できるすべての情報および文書を提供するものとします。サプライヤーは、製品またはサービスに関する許可またはライセンスの申請が関連する政府当局によって拒否された場合、または制裁が導入された場合、購入者に対する製品またはサービスの提供義

務から免除されます。法律で認められる最大限の範囲で、購入者は、そのような拒否または契約解除から生じる損害、事業損失、またはその他の損害に対する補償を請求する権利を有しません。

21.2 買主は、直接的または間接的に、サプライヤーの製品、材料、ソフトウェア（ソースコードを含む）または技術を、次の者に対して、または次を介して、または次者のために、販売、アクセス提供、輸出、再輸出、譲渡、転用、貸与、リース、委託、積み替え（港での停泊を含む）、輸送、またはその他の方法で処分してはなりません。(i) 関連する制裁の対象となる国または地域に本社を置く、またはその国民によって所有または管理されていることが知られている団体、(ii) 取引禁止または制限対象者リストに記載されているその他の個人または団体、または (iii) 適用法によって制限されている活動または最終用途。ただし、買主の費用負担で必要なすべての政府認可を事前に取得する必要があります。

21.3 サプライヤーは、次の場合、自らの選択で、契約に基づく履行を一時停止または解除する権利を有します。(i) 適用される包括的な制裁が課される場合、(ii) 買主が適用法に基づいて取引禁止または制限対象者として指定されるか、またはそうであると判断される場合。または (iii) 本条件または商品またはサービスを供給する契約に基づくサプライヤーの義務が政府の輸出管理法および規制の対象となる場合、契約の履行およびサプライヤーが納品した商品の購入者による使用または輸出は、すべての必要な許可またはライセンスの付与を条件とします。

21.4 購入者は、サプライヤーが供給する製品のうち、理事会規則 (EU) No 833/2014 の第 12g 条に該当する製品をロシア連邦向けまたはロシア連邦での使用のために、また理事会規則 (EU) No 765/2006 の第 8g 条に該当する製品をベラルーシ共和国向けまたはベラルーシ共和国での使用のために（直接的または間接的に）販売、輸出、または再輸出してはならず、購入者の商業チェーン内の第三者がこの条項に準拠することを確実にするためにあらゆる努力（適切な監視メカニズムの実装を含む）を行うものとします。購入者は、要求に応じて、この条項への準拠を証明するために必要な文書を提供するものとします。

購入者は、この条項に準拠する問題についてサプライヤーに直ちに通知するものとします。この条項に違反した場合は、契約の重大な違反とみなされ、サプライヤーは、契約の即時解除を含むがこれに限定されない、あらゆる適切な救済を求める権利を有するものとします。

21.5 購入者は、購入者およびその第三者ビジネスパートナーによる適用される制裁、禁輸、および（再）輸出管理法および規制の違反を含む、購入者による本第 21 条の不遵守に何らかの形で関連するあらゆる請求、損害、罰金、および費用（弁護士費用および経費を含む）に対して、サプライヤー、その関連会社、および下請業者を補償し、免責するものとし、購入者は、その結果生じるすべての損失および費用をサプライヤーに補償するものとします。

22. データ保護

22.1 両当事者は、EU 一般データ保護規則 2016/679、規則（「GDPR」）、電子通信データ保護

指令（2002/58/EC)、プライバシーおよび電子通信（EC 指令）規則 2003 (SI 2426/2003)、および個人データおよびプライバシーの処理または保護に関連するあらゆる管轄区域の適用法（該当する場合は、関連する監督機関が随時発行するガイダンスおよびコードを含む)（総称して「データ保護法」）のすべての適用要件（ただしこれらに限定されない）を遵守するものとします。

22.2 個人データが購入者に代わって処理される場合、サプライヤーは、購入者によって開示された個人データを保護するための適切な保護策を含む適切なデータ処理契約（「DPA」）に従って製品および/またはサービスを提供するものとし、両当事者は常にそこに含まれる義務を遵守するものとします。購入者は、購入者または本第 22 条の代表者による DPA の違反があった場合、サプライヤーは当事者間の有効な契約を即時かつ責任を負うことなく解除できることをここに承認し、確認します。

22.3 購入者は、購入者またはその代表者による本第 22 条の違反または不遵守の結果として、またはそれに関連してサプライヤーが被る、または責任を負う可能性のあるすべての損失、費用、請求、経費または損害について、いかなる形であれサプライヤーを補償し、免責するものとします。これには、管轄当局および/またはデータ主体がサプライヤーに対して提起したすべての請求、訴訟または訴訟、および適用されるデータ保護法に基づくデータ保護義務（データ セキュリティ義務を含む）に関してサプライヤーおよび/またはその下請業者に対して提起されたすべての請求、訴訟または訴訟が含まれますが、これらに限定されません。2

23. 一般条項

23.1 本条件と契約は、日本の法律を準拠法とする。本条件または契約に関連して発生した賠償請求または紛争は、唯一の管轄裁判所として東京地方裁判所に委ねられるものとする。

23.2 サプライヤーが本契約に基づく権利を行使または執行しなかったとしても、かかる権利を放棄したものとはみなされないものとする。

23.3 いずれかの条件が無効と判明した場合でも、これは本契約の残りの部分に影響せず、本契約は完全に効力を維持するものとする。

23.4 買主は、サプライヤーの書面による同意なしに、その権利または義務の全部または一部を譲渡、移転、更改、またはその他の方法で処分することはできない。

23.5 本条件は完全な合意を構成し、本契約の主題に関する両当事者間の以前の合意、了解、表明または取り決めに優先する。

23.6 契約の変更は書面で行われ、両当事者が署名しなければならない。

23.7 本条件に基づいて行われるすべての通知は、見積書または契約書に記載されている相手方の住所に送付されるものとする。通知は書面で送付された場合は適切に行われたものとみなされ、電

子メールまたはファックスで送付された場合は配達の翌営業日に、速達または書留郵便で送付された場合は受領日に送達されたものとみなされます。

2024 年 7 月 APAC 版

附　則　A

プロジェクトサービス

購入者がサプライヤーからプロジェクトサービスを購入する場合、サプライヤーによるサービスの履行には以下の条件が適用されます。

1. サービス：サプライヤーは、注文書に記載されたサービス（以下「本サービス」といいます）を提供します。本サービスには、(a) 試験プロトコル、手順、および検証文書の作成、(b) システム設計、(c) サプライヤー製品の設置、(d) プロジェクト管理、(e) 試験、および(f) トレーニングが含まれます。本サービスは、サプライヤーが業界の慣習として定める水準の注意、技能、および勤勉さをもって実施します。

2. 請求：注文書または本契約に別段の定めがない限り、サプライヤーは、作業完了時、製品またはサービスの納品時、または注文書に指定されたマイルストーンの完了時に、購入者に対して本サービスの請求書を発行します。ただし、購入者による遅延、サービス開始後の注文のキャンセル、またはサプライヤーが購入者の財務状況により、より頻繁な請求および支払いが必要であると判断した場合は、サプライヤーの独自の裁量により、購入者に対して月ごとに本サービスの請求書を発行することができます。また、サプライヤーは、独自の裁量により、いつでも購入者の財務状況により前払い金が必要であると判断することができ、かかる要件が満たされない場合、サプライヤーは注文またはその一部をキャンセルし、合理的なキャンセル料または本契約に明示的に規定されている料金のいずれか大きい方の金額を請求することができます。支払いは、請求書の日付から 30 日以内にサプライヤーに支払われるべきです。購入者が本契約に基づき支払期日に支払いを行わない場合、サプライヤーは、支払期日到来の支払額に加えて、月 1.5%または法定最高月利のいずれか低い方の利息、および合理的な弁護士費用を請求することができます。

3. プロジェクト連絡先：購入者は、本サービスに関する主な連絡先担当者をサプライヤーに通知するものとします。サプライヤーの購入者に対する主な連絡先担当者は、プロジェクト開始時に任命されるサプライヤーのプロジェクトマネージャーとなります。

4. 工場受入試験（「FAT」）：

(a) FAT の開始；変更。注文書に別段の記載がない限り、FAT はコロラド州ボルダーにあるサプライヤーの施設（「FAT サイト」）で実施されます。FAT は注文日から 3 ヶ月以内、または別途双方合意した日付で開始されます。

(b) FAT プロトコル；承認。購入者は、FAT 開始の少なくとも 10 営業日前までに FAT プロトコルおよび手順（「FAT 文書」）を承認するものとし、明示的に承認されない場合、購入者の FAT サイトへの到着をもって FAT 文書の受諾とみなされます。購入者が FAT 開始の 10 営業日前未満に行った FAT 文書への変更は、サプライヤーが請求する最新の時間単価で購入者に請求されます。

(c) シングルパステスト。注文書に別段の記載がない限り、FAT の料金はシングルパステストに基

づきます。 FAT 文書または FAT サイトで購入者が要求した追加または再試験（「不合格」の試験結果を除く）、監査、またはその他の手順で、FAT 文書に記載されていないものについては、サプライヤーが請求する最新の時間単価で購入者に請求されます。

(d) 機器。上記のとおり FAT の開始日が決定次第、サプライヤーは、注文書に記載されている、または FAT 文書の変更により必要となった FAT に必要なすべての機器、計測機器、および資材（総称して「プロジェクト機器」）を発注し、購入者に請求書を発行します。FAT が開始されるまで、プロジェクト機器はサプライヤーの敷地内の安全な場所に保管されますが、注文書の使用専用となります。

(e) 検収。FAT の完了時に、FAT 文書またはその他の方法で購入者が要求した試験の「合格」結果は、購入者による FAT の検収とみなされます（「FAT 検収」）。 FAT 受領後、購入者による出荷前に書面による通知がない限り、サプライヤーは注文書で指定された購入者の拠点にプロジェクト機器を出荷する権限を有します。本条に規定されるように購入者が出荷の延期を要請した場合、サプライヤーは受領後最大 30 日間、サプライヤーが選択した拠点にプロジェクト機器を追加料金なしで保管します。当該 30 日の期間経過後、購入者は受領後最大 8 週間まで、1 週間につきプロジェクト機器の費用の 0.5% の保管料を請求されます。書面による別段の合意がない限り、当該 8 週間の期間経過後、購入者はサプライヤーによるプロジェクト機器の出荷を承認するか、注文をキャンセルする必要があります。FAT 受領後のキャンセルの場合、購入者はプロジェクト機器の代金および本契約で許可されているその他すべての料金を支払う責任を負います。

5. 現地受入試験（以下「SAT」といいます）

(a) SAT の開始、変更、価格の有効性。SAT は、注文書に記載された購入者の現地（以下「SAT サイト」といいます）において、双方が合意した日に実施されます。注文書に記載された SAT の見積価格は、FAT 受諾後 90 日間有効です。購入者が SAT の開始を 90 日間を超えて延期する場合、SAT 価格はサプライヤーの独自の裁量により引き上げられることがあります。

(b) SAT プロトコル、承認。購入者は、SAT 開始予定日の少なくとも 10 営業日前までに、SAT のプロトコル、手順、および検証（以下「SAT 文書」といいます）を承認するものとします。購入者がサプライヤーの SAT サイト到着予定日の少なくとも 3 営業日前までに、SAT 開始の延期を希望する旨をサプライヤーに書面で通知しなかった場合、SAT 文書は承認されたものとみなされます。SAT 開始の 10 営業日前未満に購入者が SAT 文書に変更を依頼した場合、サプライヤーが請求する現在の時間単価で購入者に請求されます。SAT 開始予定日の 3 営業日前未満に購入者が SAT 開始の延期を依頼した場合、サプライヤーの人員の旅費および SAT のキャンセルに関連してサプライヤーが負担したその他のすべての費用に相当する追加料金が発生します。

(c) 試運転。SAT 開始前に、サプライヤーの設置管理者は、プロジェクト機器の設置および機能のあらゆる側面をレビューおよび確認します。

(d) シングルパステスト。注文書に別段の記載がない限り、SAT はシングルパステストに基づいて

料金が請求されます。SAT 文書または SAT サイトで購入者が要求し、SAT 文書に含まれていない追加テストまたは再テスト（「不合格」のテスト結果後を除く）、監査、またはその他の手順については、サプライヤーが請求する現在の時間単価で購入者に請求されます。

(e) 検収。 SAT の完了後、SAT 文書またはその他の方法で購入者が要求した試験（複数可）の「合格」結果、およびサプライヤーから購入者へのプロジェクト検証文書の提出をもって、購入者による SAT の承諾（以下「SAT 承諾」）とみなされます。SAT 承諾をもって、注文に基づくサプライヤーの責任は完了します。

6. 条件付き承諾：購入者とサプライヤーは、以下の状況下で、FAT または SAT の「条件付き承諾」に相互に合意することができます。

(a) 追加試験：FAT または SAT 実施中に、購入者が FAT 文書または SAT 文書（該当する場合）に含まれていない追加試験または臨時試験を要求した場合、サプライヤーは、当該試験の実施前に購入者に対し、FAT または SAT を「条件付き承諾」することを要求することができます。条件付き承認とは、該当する文書に記載されている FAT または SAT の結果が「合格」となった場合、追加または臨時の試験の結果が「不合格」となった場合でも、買主はあらゆる目的において FAT または SAT（状況に応じて）を承認したものとみなされることを意味します。書面による別段の合意がない限り、サプライヤーは追加または臨時の試験について「合格」を保証するものではありません。

(b) 費用：買主は、FAT または SAT 文書の変更に関して、上記第 4 条(b)および(c)、ならびに第 5 条(b)および(d)に基づき、かかる追加または臨時の試験を実施するための費用を負担する場合があります。

(c) 条件の充足：サプライヤーが追加または臨時の試験の実施に同意し、かかる試験の結果が「不合格」となった場合、サプライヤーは「不合格」の原因を調査するものとします。買主とサプライヤーは、問題の解決および是正にかかる費用の負担について合意するものとします。いかなる場合においても、FAT 承認または SAT 承認時にサプライヤーに支払われるべき金額は、本第 6 条に基づく「不合格」の結果により遅延されることはありません。

7. 購入者の責任：

(a) 危険物。購入者は、購入者の敷地内における危険物質または環境について、サプライヤーに書面で通知するものとします。購入者は、購入者の費用負担により、サプライヤーの従業員を当該危険物から適切に保護し、本サービスの履行に必要な特別な手順および予防措置（更衣手順、企業および敷地の安全要件を含むがこれらに限定されない）についてサプライヤーの従業員に適切な訓練を行うものとします。

(b) ユーティリティ。購入者は、購入者の施設で本サービスを履行するために必要なすべての電力、水道、その他のユーティリティを、購入者の費用負担でサプライヤーに提供するものとします。

(c) アクセスおよび残業。購入者は、通常の勤務時間中にサプライヤーが購入者の敷地内にアクセスできるようにします。注文書に別段の記載がない限り、通常の勤務時間後に購入者の敷地内で履行されたサービスは、サプライヤーの残業手当で請求されます。購入者の敷地内におけるサプライヤーの通常の勤務時間は、午前 8 時から午後 5 時です。 （購入者のタイムゾーン）またはサプライヤーと購入者の間で書面にて合意されたその他の勤務時間。

（d）作業スペース。購入者は、本サービスを合理的に履行するために必要な、購入者の敷地内の物理的スペースをサプライヤーに提供するものとします。

8. 研修：購入者の従業員に対する研修費用は、「1 日あたり」、「1 講師あたり」の単位で購入者に請求されます。注文書に特に規定がない限り、本サービスの見積には含まれません。購入者は研修サービスを要請することができ、その場合、別途購入者に請求されます。

9. 旅費：サプライヤーの従業員が購入者の事業所まで出張する場合の合理的な旅費は購入者に請求されます。購入者が出張要件または日程を変更した場合、購入者に追加費用が発生する場合があります。

10. プロジェクトに関するコミュニケーション：別途合意がない限り、サプライヤーと購入者間の電子通信は以下の形式となります。(i) 一般的なコミュニケーション - 標準 MS-Office パッケージ、(ii) プロジェクトスケジュール - MS Project、(iii) 図面 - AutoCad LT、(iv) その他 - PDF ファイル形式。本サービスの見積には、サプライヤーが購入者に提供する必要がある文書のハードコピー1 部（または CD1 枚）の納品が含まれます。購入者が追加のハードコピー、CD、またはその他の媒体を要求した場合は、購入者に請求されます。

11. 購入者の機器: 購入者は、サプライヤーが本サービスの履行に関連して使用する購入者提供の機器、計装機器、ソフトウェア、文書およびその他のアイテムの性能、完全性、完全性を確保する責任を負います。

12. 購入者の協力：購入者とサプライヤーは、サプライヤーによる本サービスの履行に必要または役立つ文書、データ、その他の情報を適時に検討、承認、交換するよう最善の努力を尽くすものとします。購入者は、サプライヤーによる本サービスの履行に必要な文書を適時に提出できない場合、サプライヤーが本サービスを履行する能力、または注文書に定められた期限内に本サービスを履行する能力に悪影響を与える可能性があることを認めます。したがって、サプライヤーは、遅延、またはマイルストーンやその他の期限を適時に達成できなかったことについて一切の責任を負わず、購入者が本第 12 条に従わなかった場合、適用されるすべての日付および期限は、遅延の長さに応じて自動的に延長されます。購入者が本条に従わなかったためにサプライヤーが 6 ヶ月以内に本サービスをスケジュールできない場合、本注文書の未完了のサービスはキャンセルされます。

13. プロジェクトキャンセル料：購入者は、本契約に定めるキャンセル料を支払うことにより、サプライヤーに対し 5 営業日前までに書面で通知することで注文を解除することができます。特に、購入者は、サプライヤーが実施したすべての労務、サプライヤーが購入者または購入者に代わって

取得または供給したプロジェクト機器およびその他の資材の費用、サプライヤーの人員を他のプロジェクトに再配置する際に発生した合理的な撤退費用、および当該通知の発効日前に発生したすべての費用（許可証、プロジェクト管理、書類、サプライヤーの人員の旅費および宿泊費を含むがこれらに限定されない）について責任を負い、サプライヤーに支払うものとします。

附　則　B

化学物質モニタリングポリシー

購入者がサプライヤーから化学物質のモニタリングまたは使用に関連する商品またはサービスを購入する場合、以下の条件が適用されます。

1. 化学物質モニタリングポリシー

使用される化学物質の種類が多岐にわたり、使用条件も多様で、独自の化学物質やガスも多用されているため、PMS は、機器に使用される可能性のあるすべての化学物質、および化学物質とガスの組み合わせを試験することはできません。PMS は、半導体および関連産業で使用される多くのプロセス化学物質およびガスを用いて製品を試験しており、PMS が試験した化学物質と機器の適合性を判断する際に購入者を支援することができます。PMS は、ユーザーが適合性を判断する際に役立てていただくため、プロセス化学物質の「接液面」と接触する材料を公開しています。ただし、使用前に、特定の化学物質、ガス、およびユーザーアプリケーションにおける PMS 機器の適合性と適合性を判断するのは、購入者またはユーザーの責任です。接液面材料の詳細は、PMS が公開している製品仕様書に記載されています。お客様へのガイダンスとして、PMS センサーおよびサンプラーを用いて試験済みの化学物質の一部を以下に示します。

アセトン	水	硝酸	キシレン
水酸化アンモニウム	硫酸	水酸化カリウム	2-プロパノールリン酸
塩酸	フッ化アンモニウム	水酸化ナトリウム	酸メチルエチル
フッ化水素酸（HF）	トリクロロトリフルオロエタン（フロン TF）	トリクロロエタン トルエン	ケトンメタノール
	酢酸（濃縮）		

すべての PMS センサーがすべての化学物質と互換性があるわけではないことにご注意ください。PMS センサーに使用されている光学材料には、以下の 3 種類があります。

溶融シリカ：HF を除くほとんどの化学物質と互換性があります。

サファイア：半導体業界で通常使用されるほとんどの化学物質と互換性があります。

フッ化マグネシウム：フッ化アンモニウムと過酸化水素を除く HF およびその他のほとんどの化学物質と互換性があります。フッ化マグネシウムは、HSLIS または HVLIS センサーで以前に使用されていました。問題のセンサーに使用されている化学資材が不明な場合は、センサーのモデルとシリアル番号を PMS 工場にご連絡ください。

光学的に接液しない材料に関しては、一部のサンプルセルに使用されている PVDF は、アセトンとの長期使用には推奨されません。また、PFA テフロンは一部の化学物質に対して多孔質であるため、試験対象の化学物質を変更する場合は、センサーおよび/またはサンプラーを適切な溶剤で適切に洗浄する必要があります。ほとんどの場合、購入者は、センサーまたはサンプラーにおける化学物質の適合性および適切な溶媒に関する関連情報を提供できるはずです。テフロンに漏れた可能性のある古い化学物質と新しい化学物質を混合した場合の影響を評価する必要があります。

化学物質の適合性に加えて、購入者は、化学物質の温度と動作環境が対象製品の規定要件を満たしていることを確認する必要があります。PMS は、可燃性液体またはガスに使用する場合、または腐食性蒸気環境で動作させる場合、不活性ガスパージを備えた製品を製造しています。加熱された化学物質またはガスの場合、購入者は過度の温度上昇を避け、発熱反応の可能性を回避するため、化学物質の切り替えの間にシステムが適切にパージされていることを確認する必要があります。

PMS は、すべてのお客様に対し、規制および購入者の社内における化学物質またはガスの安全取り扱い要件を満たす適切な設置場所と筐体を提供することを要求しています。筐体は、漏洩を安全な場所に封じ込めるか、漏洩を適切な排水口に導くと同時に、漏洩を通知する必要があります。このような筐体には、保守点検時に機器を容易に隔離および取り外しできるように、遮断弁を設置することを強くお勧めします。見積書に別段の定めがない限り、PMS は、不適切な設置または漏洩防止システムに起因する化学物質またはガスの漏洩によって生じた損害について一切責任を負いません。購入者は、使用前にすべての設置を検査し、現地の規制および社内の安全要件を満たしていることを確認する必要があります。

附　則　C

放射線安全に関する条件

1. 該当する場合、購入者は、サプライヤーから製品またはサービスを購入する前に、放射性物質または放射線を発生する機器の保有、使用、または販売に必要なライセンスを申請し、取得するものとします。

2. 該当する場合、購入者は、販売時に有効なライセンスをすべてサプライヤーに提供するものとします。

3. 該当する場合、購入者は、放射線を発生する放射性物質または機器の保有、使用、または販売に必要なすべてのライセンス要件を常に遵守するものとします。

4. 購入者が上記の条件のいずれかを遵守しない場合、サプライヤーは、いかなる責任も負うことなく、該当する注文を一方的にキャンセルするか、該当する契約を解除することができます。

以　　上